使用開始日 2025年11月12日

日本 ESG オープン 愛称 絆(きずな)

追加型投信/国内/株式

日本ESGオープン(愛称 絆(きずな))の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法 律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年11月11日に関東財務局長に提出しており、 2025年11月12日にその届出の効力が発生しております。

> 本店の所在の場所 有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所

発 行 者 名 SBI岡三アセットマネジメント株式会社 代表者の役職氏名 代表取締役社長 塩川 克史 東京都中央区京橋二丁目2番1号

該当事項はありません。

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家からの請求により交付される請求目論見書です。



- ・投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて 投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

目 次

Ħ	Ŧ)	
第一	一部	【証券情報】
	(1)	【ファンドの名称】
	(2)	【内国投資信託受益証券の形態等】
	(3)	【発行(売出)価額の総額】
	(4)	【発行(売出)価格】
	(5)	【申込手数料】
	(6)	【申込単位】
	(7)	【申込期間】
	(8)	【申込取扱場所】
	(9)	【払込期日】
	(1(O)【払込取扱場所】
	(1)	1)【振替機関に関する事項】
	(12	2)【その他】
第二	二部	【ファンド情報】
		【ファンドの状況】!
貿	育2	【管理及び運営】30
貿		【ファンドの経理状況】45
貿	肖 4	【内国投資信託受益証券事務の概要】55
第三	三部	【委託会社等の情報】60
貿	育 1	【委託会社等の概況】66

<添付>

投資信託約款

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

日本ESGオープン(愛称 絆(きずな)) (以下「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の 適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条 に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替 口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録され ることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるSBI岡三アセット マネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受 益証券を発行しません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

2,000 億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、 決算日の基準価額とします。
- ◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した 1 口当たりの 純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便 宜上 1 万口当たりで表示されることがあります。
- ◆ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。 基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先 SBI 岡三アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3516-1300

受付時間 営業日の午前9時~午後5時

ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp

(5)【申込手数料】

申込金額(取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、販売会社が独自に定める手 数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%(税抜 3.0%)です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。 ※お問合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

※ お問合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

(7)【申込期間】

2025年11月12日から2026年5月11日まで

◆ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

(9)【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金(申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。)を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンドロ座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

◆ 詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。 ※お問合わせ先については、(4)「発行(売出)価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、日本ESGマザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、マザーファンドを通じて、 わが国の金融商品取引所上場株式に投資し、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を 行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および 属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

同曲力規数 (アプマール版画) の同曲力規と刑却の扱うしてくよう。)							
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)					
単位型	国内	株 式 債 券					
	海外	不動産投信					
追加型	内 外	その他資産 ()					
		資産複合					

商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産		
	とともに運用されるファンドをいう。		
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質		
	的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。		
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質		
	的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。		

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式一般	年1回	グローバル	
大型株 中小型株	年2回	日本	
債券	年4回	北米	ファミリーファン
一般 公債	年 6 回 (隔月)	欧州	k
社債 その他債券	年 12 回	アジア	
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	
その他資産	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ
(投資信託証券 (株式 一般))		中近東(中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

ファンドは、マザーファンドの受益証券(投資信託証券)を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産(投資信託証券)」となり、商品分類における投資対象資産(収益の源泉)である「株式」とは分類・区分が異なります。

属性区分の定義

7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式 一般へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。 株式 一般とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものを
	いう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産
	を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファ	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファン
ンド	ズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(注) ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) でご覧いただけます。

ファンドは、「ESGファンド」に該当いたします。

ESGとは、環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の頭文字をとったものです。投資の意思決定において、財務情報に加え、環境・社会・ガバナンス (企業統治) の非財務情報も考慮に入れる手法をESG投資といいます。

[SBI岡三アセットマネジメントの考える責任投資について]

●エンゲージメント活動

ESGへの取り組みの面を含めて、投資先企業の企業価値の向上を目的として、投資先企業と建設的な対話を行います。

●適切な議決権行使

ESGの観点を考慮したうえで、投資家利益の最大化に資するよう、投資先企業に対する議決権を行使します。

●ESG投資

ESG評価を投資対象の選定に採り入れるESGインテグレーションや、外部運用機関のESG投資状況を確認するESGモニタリングなど、ファンド毎の特性に応じた実効性のあるESG投資を推進します。

〈ファンドの特色〉

● マザーファンドの受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式に投資します。

※ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



- わが国の金融商品取引所上場株式のうち、社会的責任を果たすことにより、持続的に成長する可能性が高いと考えられる企業の株式に投資し、ベンチマークである東証株価指数(TOPIX)(配当込み)を中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行います。
- ESG(環境 (E)、社会 (S)、ガバナンス (G))面の評価を、財務面での評価に加えて行うことにより、企業価値を評価します。



● マザーファンドの運用指図に関する権限を「富国生命投資顧問株式会社」に委託します。

■富国生命投資顧問株式会社の概要

フコク生命グループの資産運用会社として、1986年に設立されました。株式・債券のアクティブ運用に特色をもち、年金 運用に長年の実績があります。2003年、いち早くSRIファンドの運用を開始。同運用で培った経験とノウハウの蓄積は、 現在のESG運用に引き継がれています。2016年、国連の責任投資原則(PRI、Principles for Responsible Investment)の趣旨に賛同し署名機関となりました。

<スチュワードシップ責任に関する基本方針(抜粋)>

当社は、資産運用という業務の公共性、社会的責任の重みを十分に認識し、役職員が職務の専門性を念頭に置き、能力の 開発や研鑚に努め、業務に関する知識および技能の蓄積とともに、教養を高め、人格の向上を図るよう努めています。この ような取組みの下、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか、サステナビリティの考慮に基づき、ESG(環 境、社会、ガバナンス)要素を含む建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)や議決権行使等を行うことが、当該企 業の企業価値向上やその持続的成長を促し、結果として、お客さまの中長期的な投資リターンの拡大が図られると考えま

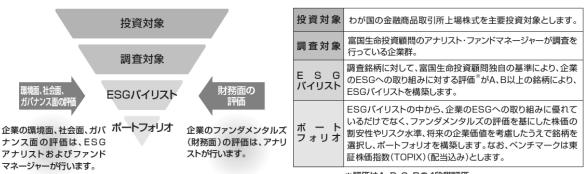
※スチュワードシップ責任に関する基本方針の全文は同社のホームページで確認できます。

https://www.fukoku-cm.co.jp/company-profile/stewardship.html

● ポートフォリオ構築に際しては、ボトムアップアプローチによる企業価値評価により、投資価値が 高いと判断される銘柄を選定しアクティブ運用を行います。

ポートフォリオ構築プロセス

■個別企業に対する調査分析を重視し、環境面、社会面、ガバナンス面での評価が高く、かつ財務面で投資価値が高いと判断される。 銘柄でポートフォリオを構築します。



※評価はA、B、C、Dの4段階評価

上記ポートフォリオ構築プロセスにより、ESG総合評価がAおよびBの銘柄のみを組み入れることとなるため、 ESGを主要な要素として選定する投資対象への投資額の比率およびESGのポートフォリオ全体の評価指標 の達成状況についての目標や目安は設定しておりません。

【ESG評価の定義等】

富国生命投資顧問ではESG面の評価を行う目的で、アナリスト及びファンドマネージャーが企業のESGに関 する取組みについて情報を収集します。具体的には、個別企業に対する直接取材を通じて「ガバナンス」、「社 会」、「環境」の各項目に関してそれぞれ企業の取組み度合でスコア(0~3点)を算出し、加重平均したもので総 合評価を決定します。評価基準は以下の通りです。なお、「A」「B」は投資適格、「C」「D」は投資不適格と判断しま す。

ESG総合評価	点数		
А	2.3点以上~3点		
В	1.8点以上~2.3点未満		
С	0点~1.8点未満		
D	取材拒否により算出不能		

※ポートフォリオ構築プロセスは変更になる場合があります。

- 株式の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。
- 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として、投資信託財産総額の50%以下とします。

配当込みTOPIX(以下、「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

毎年8月11日 (休業日の場合は翌営業日) に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

● 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。
- ※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

2005年8月12日 投資信託契約締結、設定、運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

2020 年 1 月 14 日 「日本 S R I オープン (愛称 絆 (きずな))」から「日本 E S G オープン (愛称 絆 (きずな))」へ名称変更、運用の基本方針を変更

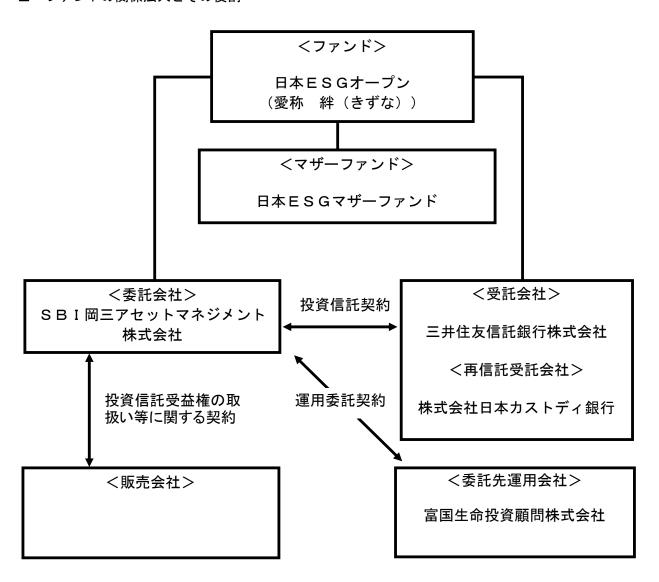
(3) 【ファンドの仕組み】

■ ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算(基準価額の計算)、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社 の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
マザーファンドの 委託先運用会社	委託先運用会社は、委託会社との運用委託契約に基づき、投資信託財産に属する株式等の有価証券の運用指図、先物取引等及び信用取引等の運用指図を行います。
	〈運用委託契約の概要〉 運用委託契約では、委託会社が運用会社に委託した運用指図に関する 権限の業務内容、運用会社の注意義務、運用会社が投資信託約款、運 用委託契約、法令等に違反した場合の委託の中止等について規定して います。

販売会社

委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況 (2025年9月11日現在)

◆ 資本金

1 億円

◆ 委託会社の沿革

1964年10月6日 「日本投信委託株式会社」設立

2008 年 4 月 1 日 岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジ

メント株式会社」に変更

2023年7月1日 商号を「SBI岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
SBIグローバルアセットマネジメント株	東京都港区六本木一丁目6番1号	577, 400 株	51.0%
式会社			
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号	554,701 株	49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

日本ESGマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

b 投資態度

- イ. 日本ESGマザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。) の受益証券を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- ロ.マザーファンドを通じて、わが国の金融商品取引所上場株式のうち、社会的責任を果たすことにより、持続的に成長する可能性が高いと考えられる企業の株式に投資し、ベンチマークである東証株価指数(TOPIX)(配当込み)を中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行います。
- ハ. ESG(環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G))面の評価を、財務面での評価に加えて行うことにより、企業価値を評価します。
- ニ. ポートフォリオ構築に際しては、ボトムアップアプローチによる企業価値評価により、投資価値が高いと判断される銘柄を選定しアクティブ運用を行います。
- ホ.マザーファンドの受益証券の組入比率は高位を保つことを基本とします。
- へ. 株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドの投資信託財産に属する株式以外の資産の うち、投資信託財産に属するとみなした割合を含みます。)は、原則として投資信託財産総額 の50%以下とします。
- ト. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引に限ります。)
- ハ. 金銭債権
- 二. 約束手形
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主としてSBI岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、 三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である日本ESGマザーファン ドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなさ れる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- イ. 株券または新株引受権証書
- 口. 国債証券
- ハ. 地方債証券
- 二. 特別の法律により法人の発行する債券
- ホ. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券 (以下「分離型新株引 受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- へ. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- ト. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
- チ. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- リ. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- ヌ. コマーシャル・ペーパー
- ル. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- ヲ. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ. からル. までの証券または証書の性質を 有するもの
- ワ. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
- カ. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で 定めるものをいいます。)
- ヨ. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- タ. オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- レ. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- ソ. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ツ. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ネ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の

受益証券に表示されるべきもの

ナ. 外国の者に対する権利でネ. の有価証券の性質を有するもの

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを 指図することができます。

イ. 預金

- ロ. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- ハ. コール・ローン
- 二. 手形割引市場において売買される手形
- ホ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- へ. 外国の者に対する権利でホ. の権利の性質を有するもの

c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)ファンドが投資するマザーファンドの概要

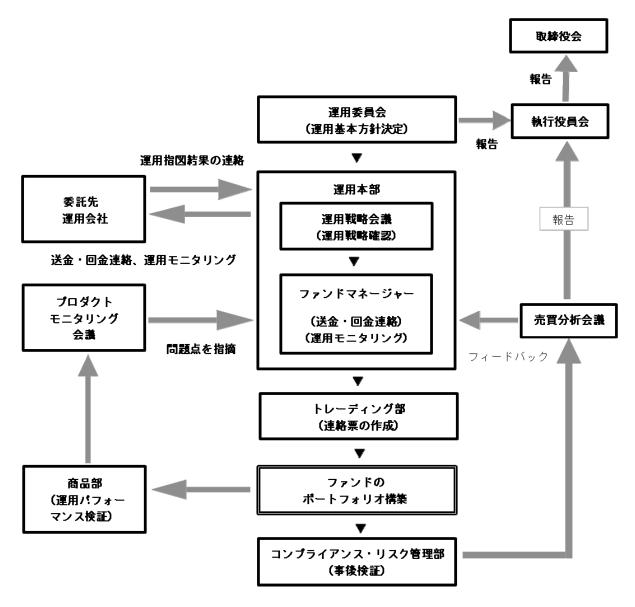
日本ESGマザーファンド

日本ESGマザ	
委託会社	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資態度	① わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の
	成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
	② 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)をベンチマークとし、中長期的にベ
	ンチマークを上回る投資成果を目指して運用を行います。
	③ 運用にあたっては、社会的責任を果たすことにより、持続的に成長する
	可能性が高いと考えられる企業の株式に投資します。
	④ ESG(環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G))面の評価を、財務面での評
	価に加えて行うことにより、企業価値を評価します。
	⑤ ポートフォリオ構築に際しては、ボトムアップアプローチによる企業価
	値評価により、投資価値が高いと判断される銘柄を選定しアクティブ運
	用を行います。
	⑥ 株式の組入比率は高位を保つことを基本とします。
	⑦ 運用指図に関する権限を富国生命投資顧問株式会社に委託します。
	⑧ 株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の 50%以
	下とします。
	⑨ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合がある。
In Vertaine	ります。
投資制限	① 株式への投資割合には制限を設けません。
	② 外貨建資産への投資は行いません。
	③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時におい
	て、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
	④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以内と
	します。
	⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージ。 「大学なったスポージ」というでは、アイス・スペークスポージ。
	ージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージ
	ャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞ
	れ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった担合には、一郎公田は、世際信託協会規則に従い光教比較以内になる
	た場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となる
) / · / · / · · · · · · · · · · · · · ·	よう調整を行うこととします。 毎年8月11日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。
決算	
	投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、
/云字(共D.E.III	分配は行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限
	デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるとこ
	るに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超え
1	ないものとします。

(3)【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 (月1回開催)	運用指図の権限の委託先運用会社(以下、「委託先運用会社」という。)の運用戦略の確認を行います。
各運用部	ファンドマネージャーは、委託先運用会社から提供される運用計画を 基に運用計画書を作成します。委託先運用会社に送金・回金連絡をす るとともに、委託先運用会社の運用状況についてモニタリングを行います。
委託先運用会社	委託先運用会社は、委託会社との運用委託契約に基づいて、運用の指 図を行います。

プロダクトモニタリ	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用
ング会議	パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部に問題点を指摘して
(月1回開催)	改善を促します。
売買分析会議	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸
(月1回開催)	規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理
	状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会
	へ報告します。
	また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取
	締役会へ報告します。
業務審査委員会	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適
(原則月1回開催)	切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について
	審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。
	また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取
	締役会へ報告します。
トレーディング部	委託先運用会社から運用指図結果の連絡を受け、連絡票を作成しま
(6 名程度)	す。また、委託先運用会社の運用指図の決済状況等の確認を行いま
	す。
コンプライアンス・	法令諸規則及び約款等の遵守状況の確認等を行います。
リスク管理部	
(4~6 名程度)	
商品部	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィ
(8~10 名程度)	ードバックを行います。
	また、外部委託の適切性の確認を定期的および必要に応じて行いま
	す。

■ 社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項 等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク(法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等)を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■ ファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社は、運用指図に関する権限を委託している委託先運用会社の運用状況や業務運営態勢等について継続的にモニタリングを行うとともに、その分析・検証・評価を定期的および必要に応じて行います。

※ 運用体制等につきましては、2025年8月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4)【分配方針】

■ 毎年8月11日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

- b 分配対象収益についての分配方針 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。
- c 留保益の運用方針 分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。
- 分配金再投資コースの場合、分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

(5)【投資制限】

<約款に基づく投資制限>

- マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産 総額の20%以内とします。
- 投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

■ 投資する株式等の範囲

- a 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b 上記 a の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等 において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することが できるものとします。

■ 信用取引の指図範囲

a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指 図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより 行うことの指図をすることができるものとします。

- b 上記 a の信用取引の指図は、イ. からへ. までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について 行うことができるものとし、かつイ. からへ. までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - ロ. 株式分割により取得する株券
 - ハ. 有償増資により取得する株券
 - 二. 売出しにより取得する株券
 - ホ. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - へ. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または、 投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(ホ.を除きま す。)の行使により取得可能な株券

■ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a 委託会社は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の 取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならび に外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができ ます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)
 - イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象と する有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - ロ. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価 証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受 取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる 利払金および償還金等ならびに金融商品(預金、指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項 第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)、コール・ローン、手形割引市場において 売買される手形に限ります。以下、同じ。)で運用している額の範囲内とします。
 - ハ. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、a およびb で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - ロ. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつa およびb で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

■ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交 換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものと します。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではあり ません。
- c スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額(マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下、同じ。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価する ものとします。
- e 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ 金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額(マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下、同じ。)が、保有金利商品の時価総額(マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下、同じ。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価する ものとします。
- e 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な 方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

■ 有価証券の貸付の指図および範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債 を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の 時価合計額の50%を超えないものとします。

- ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b 上記 a に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に 相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を 目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入(コー ル市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価 証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

<同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)>

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のaの数がbの数を超えることとなる場合には、 投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a 委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数
- b 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

く投資リスク>

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落 は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部 評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不 能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性が あります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの 基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。 また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンド を他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定およ び一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・ ファンドはインパクト創出を目的とした具体的な目標数値や目安を設定しておりません。
- ESG 評価が相対的に高い銘柄を組入れるためポートフォリオ特性が偏る場合がありますので、基準価額の値動きがベンチマーク(東証株価指数 (TOPIX) (配当込み))の値動きと大きく異なる可能性があります。
- ・ ファンドが実質的に定める、投資対象銘柄の ESG 特性の基準を満たす銘柄数が著しく減少するなどの 場合においては、ポートフォリオの構築プロセスに沿った運用ができなくなる可能性があり、想定す るパフォーマンスとは異なるものとなる場合があります。また、目標とする ESG 特性の基準を満たせ ない場合があります。

<投資リスクに対する管理体制>(2025年8月末日現在)

- ・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃、個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。
- ・ コンプライアンス・リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、 社内規程及び投資信託約款等(以下、「法令諸規則等」という。)に定める運用の指図に関する事項 の遵守状況を確認します。

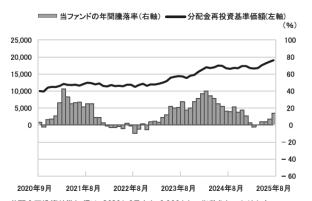
発注前の検証については、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

発注後の検証については、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを 実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管 理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
- ・ プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買 分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等によ り、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年9月末~2025年8月末

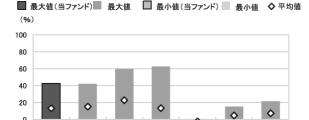


- *分配金再投資基準価額は、2020年9月末を10,000として指数化しております。 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています ので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- *年間騰落率は、2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表 示したものです。
- 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されてお り、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較でき るように作成したものです。

2020年9月末~2025年8月末



当ファント 日本株 先淮国株 新興国株 日本国債 先淮国債 新興国債

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	42.3	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 10.1	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均值	13.3	15.3	22.9	13.5	△ 2.2	4.8	7.4

- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小 値・平均値を表示したものです。
- *決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

日本・イン・スニースート 大進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース) 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

、
大進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む-切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何ら の責任も負いません。

-20 -40

-60

・ 乗証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したもので す。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース) MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。 なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

ISELFAIDIGT ノップス(は、ロネ・ア・ベース) FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均 した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディパーシファイド(円ベース) JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディパーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、 新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディパーシファ イドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込金額(取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、販売会社が独自に定める手 数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%(税抜 3.0%)です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

照会先 SBI 岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号 03-3516-1300 受付時間 営業日の午前9時~午後5時 ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率 1.54% (税抜 1.40%) を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率 0.682%(税抜 0.62%)	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率 0.77%(税抜 0.70%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内 でのファンドの管理、購入後の情報提 供等の対価です。
受託会社	年率 0.088%(税抜 0.08%)	運用財産の管理、委託会社からの指図 の実行の対価です。

■ 委託先運用会社に支払う運用委託報酬

マザーファンドの委託先運用会社に支払う運用委託報酬は、委託会社が受取る信託報酬から支弁するものとし、計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に年率 0.352% (税抜 0.32%) を乗じて得た額とします。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。
- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.011%(税抜 0.01%)を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的 とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。
- ※ 上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

◆収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が 行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選 択することもできます。

◆償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費(申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

※償還時および解約時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益(譲渡益)については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、 損益通算が可能となります。

また、特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得および譲渡所得等との損益通 算も可能です。 2037 年 12 月 31 日までは、復興特別所得税(所得税額×2.1%相当額)がかかります。

期間	税率			
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%(所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%)			
2038年1月1日以降	20%(所得税 15%、地方税 5%)			

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税(所得税額×2.1%相当額)がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315% (所得税 15%、復興特別所得税 0.315%)
2038年1月1日以降	15%(所得税 15%)

※ 普通分配金、元本払戻金(特別分配金)とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」があります。

基準価額(分配落)が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額(分配落)が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払 戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金(特別分配金)は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額(申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。 ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金 受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行 われることがあります。

受益者が、元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額となります。

※ 少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA (少額投資非課税制度) の適用対象となります。

ファンドは、NISA の対象ではありません。

■ その他

- ・ 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 上記の内容は 2025 年 8 月末日現在の情報に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2024年8月14日~2025年8月12日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.55%	1.54%	0.01%

[※]対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

[※]その他費用の比率は、マザーファンドが支払った費用を含みます。

[※]上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

[※]詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

2025年8月29日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第 3 位を四 捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1)【投資状況】

日本ESGオープン(愛称 絆(きずな))

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2, 269, 117, 773	98. 44
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	_	35, 859, 666	1. 56
合計(純資産総額)		2, 304, 977, 439	100.00

(参考) 日本ESGマザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	日本	5, 463, 094, 880	97. 68
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		129, 720, 561	2. 32
合計 (純資産総額)		5, 592, 815, 441	100.00

(2)【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

日本ESGオープン(愛称 絆(きずな))

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1		親投資信託 受益証券	日本ESGマザーファンド	648, 782, 780	3. 4845	2, 260, 683, 597	3. 4975	2, 269, 117, 773	98. 44

(種類別投資比率)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98. 44
습計	98. 44

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	69, 100	3, 992. 78	275, 901, 461	4, 083. 00	282, 135, 300	5.04
2	日本	株式	日立製作所	電気機器	49, 100	4, 293. 06	210, 789, 679	4, 049. 00	198, 805, 900	3. 55
3	日本	株式	ソフトバンクグルー プ	情報・通信業	12,000	14, 825. 57	177, 906, 953	16, 230. 00	194, 760, 000	3. 48
4	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	65, 800	2, 855. 24	187, 875, 307	2, 873. 00	189, 043, 400	3. 38
5	日本	株式	リクルートホールデ イングス	サービス 業	20, 400	8, 794. 31	179, 404, 040	8, 579. 00	175, 011, 600	3. 13
6	日本	株式	任天堂	その他製品	11,800	14, 186. 17	167, 396, 859	13, 310. 00	157, 058, 000	2. 81
7	日本	株式	三菱商事	卸売業	46, 800	3, 173. 06	148, 499, 639	3, 354. 00	156, 967, 200	2.81
8	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	18, 100	8, 116. 29	146, 905, 018	8, 397. 00	151, 985, 700	2. 72
9	日本	株式	富士通	電気機器	41,500	3, 585. 88	148, 814, 025	3, 576. 00	148, 404, 000	2.65
10	日本	株式	三菱UF J フィナン シャル・グループ	銀行業	61,500	2, 223. 52	136, 746, 587	2, 259. 00	138, 928, 500	2. 48
11	日本	株式	三井住友フィナンシ ャルグループ	銀行業	34, 200	3, 972. 21	135, 849, 704	4, 048. 00	138, 441, 600	2. 48
12	日本	株式	三井不動産	不動産業	85, 000	1, 567. 02	133, 197, 440	1, 570. 00	133, 450, 000	2. 39
13	日本	株式	信越化学工業	化学	26, 900	4, 463. 51	120, 068, 496	4, 557. 00	122, 583, 300	2. 19
14	日本	株式	野村総合研究所	情報・通信業	21, 100	6, 086. 26	128, 420, 239	5, 796. 00	122, 295, 600	2. 19
15	日本	株式	みずほフィナンシャ ルグループ	銀行業	23, 900	4, 700. 00	112, 330, 000	4, 895. 00	116, 990, 500	2.09
16	日本	株式	小松製作所	機械	22, 000	4, 934. 78	108, 565, 348	5, 038. 00	110, 836, 000	1. 98
17	日本	株式	東京海上ホールディ ングス	保険業	17, 200	6, 385. 75	109, 834, 972	6, 401. 00	110, 097, 200	1. 97
18	日本	株式	群馬銀行	銀行業	70, 200	1, 453. 01	102, 001, 828	1, 552. 50	108, 985, 500	1.95
19	日本	株式	NTT	情報・通信業	667, 400	163. 00	108, 787, 619	155. 80	103, 980, 920	1.86
20	日本	株式	大和ハウス工業	建設業	19, 100	5, 329. 59	101, 795, 246	5, 229. 00	99, 873, 900	1. 79
21	日本	株式	富士フイルムホール ディングス	化学	28, 000	3, 533. 06	98, 925, 811	3, 511. 00	98, 308, 000	1. 76
22	日本	株式	味の素	食料品	22, 700	3, 932. 43	89, 266, 254	4, 009. 00	91, 004, 300	1.63
23	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	25, 000	3, 543. 86	88, 596, 608	3, 614. 00	90, 350, 000	1. 62
24	日本	株式	レゾナック・ホール ディングス	化学	22, 700	3, 497. 22	79, 386, 894	3, 888. 00	88, 257, 600	1. 58
25	日本	株式	ニデック	電気機器	27, 200	2, 962. 60	80, 582, 724	3, 211. 00	87, 339, 200	1.56
26	日本	株式	ディスコ	機械	2, 100	42, 219. 07	88, 660, 049	41, 350. 00	86, 835, 000	1. 55
27	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	4, 200	21, 520. 00	90, 384, 000	20, 665. 00	86, 793, 000	1. 55
28	日本	株式	村田製作所	電気機器	35, 400	2, 386. 16	84, 470, 114	2, 432. 00	86, 092, 800	1. 54
29	日本	株式	パン・パシフィッ ク・インターナショ ナルホ	小売業	16, 000	5, 434. 92	86, 958, 762	5, 336. 00	85, 376, 000	1. 53
30	日本	株式	オービック	情報・通信業	16, 100	5, 439. 69	87, 579, 109	5, 232. 00	84, 235, 200	1. 51

(種類別及び業種別投資比率)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0. 51
		建設業	1. 79
		食料品	3. 02
		繊維製品	0. 97
		化学	9. 05
		医薬品	2.96
		ガラス・土石製品	1.14
		鉄鋼	0.62
		機械	6.05
		電気機器	17. 02
		輸送用機器	4. 27
		その他製品	5. 64
		電気・ガス業	1.61
		陸運業	1.62
		海運業	1. 27
		情報・通信業	10. 15
		卸売業	5. 93
		小売業	3. 82
		銀行業	10. 29
		証券、商品先物取引業	0.68
		保険業	2. 43
		不動産業	2. 98
		サービス業	3. 87
合計			97. 68

②【投資不動産物件】

日本ESGオープン(愛称 絆 (きずな)) 該当事項はありません。

(参考)日本ESGマザーファンド 該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

日本ESGオープン(愛称 絆(きずな)) 該当事項はありません。 (参考)日本ESGマザーファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

日本ESGオープン(愛称 絆(きずな))

		純資産総額(円)		基準価額 (1 口当	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 11 期計算期間末	(2016年8月12日)	1, 509, 466, 091	1, 509, 466, 091	0. 8248	0. 8248
第 12 期計算期間末	(2017年8月14日)	1, 803, 173, 912	1, 803, 173, 912	0. 9913	0. 9913
第 13 期計算期間末	(2018年8月13日)	1, 924, 196, 432	1, 996, 847, 652	1. 0594	1. 0994
第 14 期計算期間末	(2019年8月13日)	1, 763, 435, 404	1, 763, 435, 404	0. 9718	0. 9718
第 15 期計算期間末	(2020年8月11日)	1, 876, 434, 031	1, 912, 936, 158	1. 0281	1. 0481
第 16 期計算期間末	(2021年8月11日)	2, 309, 904, 398	2, 574, 092, 621	1. 1366	1. 2666
第 17 期計算期間末	(2022年8月12日)	2, 236, 014, 511	2, 382, 108, 592	1. 0714	1. 1414
第 18 期計算期間末	(2023年8月14日)	2, 317, 102, 723	2, 561, 135, 147	1. 1394	1. 2594
第 19 期計算期間末	(2024年8月13日)	2, 314, 624, 109	2, 597, 438, 786	1. 1458	1. 2858
第 20 期計算期間末	(2025年8月12日)	2, 306, 427, 093	2, 653, 516, 248	1. 1961	1. 3761
	2024年 8月末日	2, 412, 813, 903		1. 2096	
	9月末日	2, 381, 194, 035	_	1. 1961	_
	10 月末日	2, 419, 065, 950	_	1. 2150	
	11 月末日	2, 408, 082, 383	_	1. 2097	
	12月末日	2, 498, 239, 835		1. 2549	
	2025年 1月末日	2, 489, 291, 099	_	1. 2556	_
	2月末日	2, 393, 565, 332		1. 2117	
	3月末日	2, 359, 298, 627	_	1. 2021	_
	4月末日	2, 380, 033, 251	_	1. 2126	_
	5月末日	2, 488, 310, 518	_	1. 2740	
	6月末日	2, 542, 002, 665	_	1. 3109	_
	7月末日	2, 598, 356, 754		1. 3482	_
	8月末日	2, 304, 977, 439	_	1. 1998	_

②【分配の推移】

日本ESGオープン (愛称 絆 (きずな))

	期間	分配金 (1 口当たり)
第 11 期計算期間	2015年 8月 12日~2016年 8月 12日	0.0000円
第 12 期計算期間	2016年 8月 13日~2017年 8月 14日	0.0000円
第 13 期計算期間	2017年 8月 15日~2018年 8月 13日	0.0400 円
第 14 期計算期間	2018年 8月 14日~2019年 8月 13日	0.0000円
第 15 期計算期間	2019年 8月14日~2020年 8月11日	0. 0200 円
第 16 期計算期間	2020年 8月 12日~2021年 8月 11日	0.1300円
第 17 期計算期間	2021年 8月 12日~2022年 8月 12日	0.0700円
第 18 期計算期間	2022年 8月13日~2023年 8月14日	0. 1200 円
第 19 期計算期間	2023年8月15日~2024年8月13日	0.1400 円
第 20 期計算期間	2024年 8月 14日~2025年 8月 12日	0.1800円

③【収益率の推移】

日本ESGオープン (愛称 絆 (きずな))

	期間	収益率(%)
第 11 期計算期間	2015年8月12日~2016年8月12日	△19. 0
第 12 期計算期間	2016年8月13日~2017年8月14日	20. 2
第 13 期計算期間	2017年8月15日~2018年8月13日	10. 9
第 14 期計算期間	2018年 8月 14日~2019年 8月 13日	△8. 3
第 15 期計算期間	2019年8月14日~2020年8月11日	7.9
第 16 期計算期間	2020年8月12日~2021年8月11日	23. 2
第 17 期計算期間	2021年8月12日~2022年8月12日	0. 4
第 18 期計算期間	2022年8月13日~2023年8月14日	17. 5
第 19 期計算期間	2023年8月15日~2024年8月13日	12. 8
第 20 期計算期間	2024年8月14日~2025年8月12日	20. 1

⁽注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

日本ESGオープン(愛称 絆(きずな))

期間	設定数量 (口)	解約数量(口)
第 11 期計算期間	9, 224, 036	4, 070, 977
第 12 期計算期間	662, 551	11, 729, 619
第 13 期計算期間	9, 874, 099	12, 583, 256
第 14 期計算期間	274, 393	1, 958, 707
第 15 期計算期間	14, 976, 633	4, 466, 436
第 16 期計算期間	234, 315, 961	27, 205, 256
第 17 期計算期間	200, 960, 961	146, 119, 751
第 18 期計算期間	98, 561, 702	152, 016, 479
第 19 期計算期間	63, 954, 881	77, 453, 578
第 20 期計算期間	10, 071, 031	101, 902, 786

運用実績

2025年8月29日現在

●基準価額・純資産の推移

2015年9月1日~2025年8月29日



●分配金の推移

1,800円
1,400円
1,200円
700円
1,300円
8,600円

[※]上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
株式	96.16%
その他資産	3.84%
合計	100.00%

[※]マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

業種別配分(日本ESGマザーファンド)

業種	純資産比率
電気機器	17.02%
銀行業	10.29%
情報·通信業	10.15%
化学	9.05%
機械	6.05%

[※]組入上位5業種です。

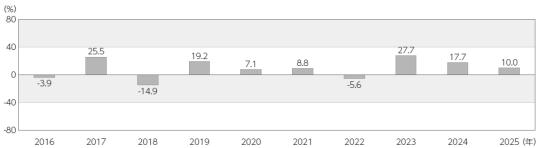
組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

日本ESGマザーファンド

銘柄名	業種	純資産比率
ソニーグループ	電気機器	5.04%
日立製作所	電気機器	3.55%
ソフトバンクグループ	情報·通信業	3.48%
トヨタ自動車	輸送用機器	3.38%
リクルートホールディングス	サービス業	3.13%
任天堂	その他製品	2.81%
三菱商事	卸売業	2.81%
伊藤忠商事	卸売業	2.72%
富士通	電気機器	2.65%
三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.48%

[※]比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

●年間収益率の推移(暦年ベース)



^{※2025}年は年初から8月末までの収益率を示しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

[※]基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。

[※]分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。

[※]設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

[※]比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

[※]ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日(ただし、委託会社の休業日を除きます。)に行うことができます。

ただし、委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申 込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

■ 取得申込受付時間

原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を 行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の 2 つのコースがあります。 ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資 約款 (別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。) に基づく収益分配金の再投資等 に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利 用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきま す。
- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- ・ 申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。 なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。
- ・ 申込代金は、申込価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を 加算した額です。
- ・ 申込代金は、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。 詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3516-1300

受付時間 営業日の午前9時~午後5時

ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp

2【換金(解約)手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日(ただし、委託会社の休業日を除きます。)に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込受付時間

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 解約請求制による換金手続

・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、 解約の請求をすることができます。

解約単位は、販売会社にお問い合わせ下さい。

- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約 の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の 申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記 載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- 解約手数料はありません。また、信託財産留保額もありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、5 営業日目から販売会社を通じてお支払い します。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を 中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことができるものとします。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回 できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付け再 開後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。
- ※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先 SBI岡三アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3516-1300

受付時間 営業日の午前9時~午後5時

ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般 社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産 の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受 益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上 1 万口当たりで表示されることがあ ります。

■ マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ わが国の金融商品取引所上場株式の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所上場株式は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

■ 株価指数先物取引の評価

マザーファンドを通じて投資する株価指数先物取引は、原則として、取引所の発表する清算値段(清算価格)で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。 基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先 SBI岡三アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3516-1300

受付時間 営業日の午前9時~午後5時

ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に 1 万口当たりで掲載されます。掲載に関する 権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2005年8月12日から無期限とします。

ただし、投資信託契約の解約(繰上償還)の規定により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年8月12日から翌年8月11日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間 終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

■ 投資信託契約の解約(繰上償還)

- a 委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回った場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記 a の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資 信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記 b の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える ときは、投資信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記cからeまでの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の[投資信託約款の変更] dに該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会 社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受 託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しよ うとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記 a の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記 b の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べ

るべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- d 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える ときは、投資信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この投資信託約款を変更しようとするときは、上記 b から e の規定に従います。

■ 反対者の買取請求権

前述の投資信託契約の解約(繰上償還)又は投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 運用報告書

委託会社は、毎計算期間(原則として、毎年8月12日から翌年8月11日までとします。)終了後及び償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

https://www.sbiokasan-am.co.jp

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託 契約を締結し、これを委託することができます。この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託 契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から 1 年で、期間満了の 3 ヵ月前までに委託会社又は販売会 社から別段の申し出が無いときは自動的に 1 年間更新され、その後も同様とします。

◆ 委託先運用会社との契約更改等

委託会社とマザーファンドの委託先運用会社との間で締結された「運用委託契約」の有効期間は、 契約日よりマザーファンドの投資信託契約終了の日までとします。

ただし、委託会社、委託先運用会社のいずれかが、合理的な事由により、相手方に対し 3 ヵ月前までに書面をもって解約の予告をした場合には、運用委託契約を解約することができます。

また、委託先運用会社が、投資信託約款、運用委託契約、法令等に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社が必要と認めるときは、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することがあります。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速 やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出す ることにより、変更内容を開示します。

4 【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該 収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、 当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 20 期計算期間 (2024 年 8 月 14 日から 2025 年 8 月 12 日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年10月10日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 大橋 睦 業務執行社員

指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 小西正毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本ESGオープン(愛称 絆 (きずな))」の 2024 年 8 月 14 日から 2025 年 8 月 12 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本ESGオープン(愛称 絆(きずな))」の 2025 年 8 月 12 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統 制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【日本ESGオープン(愛称 絆(きずな))】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第 19 期 (2024 年 8 月 13 日現在)	第 20 期 (2025 年 8 月 12 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	33, 509, 457	194, 184, 358
コール・ローン	497, 144, 285	239, 143, 317
親投資信託受益証券	2, 087, 962, 357	2, 240, 391, 278
未収利息	2,778	2, 980
流動資産合計	2, 618, 618, 877	2, 673, 721, 933
資産合計	2, 618, 618, 877	2, 673, 721, 933
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	282, 814, 677	347, 089, 155
未払解約金	114	1, 557, 684
未払受託者報酬	1, 201, 704	1, 058, 049
未払委託者報酬	19, 828, 120	17, 457, 756
その他未払費用	150, 153	132, 196
流動負債合計	303, 994, 768	367, 294, 840
負債合計	303, 994, 768	367, 294, 840
純資産の部		
元本等		
元本	*12, 020, 104, 839	*11, 928, 273, 084
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	294, 519, 270	378, 154, 009
(分配準備積立金)	524, 605, 970	594, 356, 071
元本等合計	2, 314, 624, 109	2, 306, 427, 093
純資産合計	*22, 314, 624, 109	*22, 306, 427, 093
負債純資産合計	2, 618, 618, 877	2, 673, 721, 933

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円) 第19期 第20期 自 2023年8月15日 自 2024年8月14日 至 2024年8月13日 至 2025年8月12日 営業収益 受取利息 19, 113 157, 591 339, 273, 030 有価証券売買等損益 489, 428, 921 営業収益合計 339, 292, 143 489, 586, 512 営業費用 支払利息 14,607 2, 269, 617 受託者報酬 2, 130, 665 委託者報酬 *137, 448, 516 *135, 155, 763 288, 248 その他費用 266, 211 営業費用合計 40,020,988 37, 552, 639 営業利益又は営業損失(△) 299, 271, 155 452, 033, 873 経常利益又は経常損失 (△) 452, 033, 873 299, 271, 155 299, 271, 155 当期純利益又は当期純損失(△) 452, 033, 873 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 7,008,756 8,803,227 約に伴う当期純損失金額の分配額 (△) 期首剰余金又は期首欠損金 (△) 283, 499, 187 294, 519, 270 剰余金増加額又は欠損金減少額 12, 393, 860 2, 365, 263 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 12, 393, 860 2, 365, 263 少額 剰余金減少額又は欠損金増加額 10, 821, 499 14, 872, 015 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 10, 821, 499 14, 872, 015 加額 分配金 *2282, 814, 677 *2347, 089, 155 期末剰余金又は期末欠損金(△) 294, 519, 270 378, 154, 009

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別項目	第 20 期 自 2024 年 8 月 14 日 至 2025 年 8 月 12 日
	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たって は、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
V - 111 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 -	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、2024年 8月 14日から 2025年 8月 12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第19期			第 20 期	
	(2024年8月13日現在)			(2025年8月12日現在)	
*1.	当該計算期間の末日における受益権の紹	総数	*1.	当該計算期間の末日における受益権の	総数
	2	2, 020, 104, 839 🏻			1, 928, 273, 084 □
* 2.	当該計算期間の末日における1単位当7 額	たりの純資産の	* 2.	当該計算期間の末日における1単位当 額	áたりの純資産の
	1口当たりの純資産額	1. 1458 円		1口当たりの純資産額	1.1961 円
	(10,000 口当たりの純資産額	11,458円)		(10,000 口当たりの純資産額	11,961円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

「食血スの小が不可来自に関する圧配)			
第 19 期		第 20 期	
自 2023 年 8 月 15 日		自 2024年 8月14日	
至 2024年 8月13日		至 2025年 8月12日	
*1. 当ファンドの主要投資対象である「新	見投資信託受益証	*1. 当ファンドの主要投資対象である「新	現投資信託受益証
券」において、信託財産の運用指図に	「係わる権限の全	券」において、信託財産の運用指図り	こ係わる権限の全
部または一部を委託するために要する	5費用	部または一部を委託するために要する	る費用
[支払金額] 8,853,776円		[支払金額] 8,366,374円	
*2. 分配金の計算過程		*2. 分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収A	46, 309, 216 円	費用控除後の配当等収A	50, 997, 362 円
益額		益額	
費用控除後・繰越欠損B	245, 953, 183 円	費用控除後·繰越欠損B	392, 233, 284 円
金補填後の有価証券売		金補填後の有価証券売	
買等損益額		買等損益額	
収益調整金額 C	207, 594, 637 円	収益調整金額 C	200, 712, 500 円
分配準備積立金額 D	515, 158, 248 円	分配準備積立金額 D	498, 214, 580 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	1,015,015,284円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	1, 142, 157, 726 円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F	2, 020, 104, 839 □	当ファンドの期末残存F	1,928,273,084
口数		口数	
10,000 口当たりの収 G=E/F*10,000	5,024 円	10,000 口当たりの収 G=E/F*10,000	5,923 円
益分配対象額		益分配対象額	
10,000 口当たりの分 H	1,400円	10,000 口当たりの分 H	1,800円
配額		配額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	282, 814, 677 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	347, 089, 155 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

		Maria III	hts Un
期	月別	第 19 期	第 20 期
項目	. ,,,,	自 2023 年 8 月 15 日	自 2024年 8月14日
-R I		至 2024年 8月13日	至 2025年 8月12日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託 約款に規定する「運用の基本方針」に従 い、有価証券等の金融商品を投資対象と して運用することを目的としておりま す。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商 係るリスク		当ファンドが運用する主な有価証券は、 売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」 に記載しております。当該有価証券を保 有した際の主要なリスクは、価格変動リ スク等の市場リスク、信用リスク及び流 動性リスク等です。その他、保有するコ ール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 につきましては、信用リスク等を有して おります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制		当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用と独立したリスク管理部門において更ける事項のに関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図に対政産の選別、社内規程及び投資信託協会諸規則、社内規程及び役事項の対方を確認と関する事項の対方を確認リングを選におけるファンドの運用パフタを担いがある。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフタナー会議におけるファンドの運用パフテンがの運用パフタナー会議におけるファンドの運用パフテー会議におけるファンドの運用パフテー会議におけるファンドの運用パフテー会議におけるファンドの運用パフテーを設定が表別である。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項	期目	別	第 19 期 (2024 年 8 月 13 日現在)	第 20 期 (2025 年 8 月 12 日現在)
1.	貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全 て時価で評価しているため、貸借対照表 計上額と時価との差額はありません。	同左
2.	時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 19 期	第 20 期
自 2023 年 8 月 15 日	自 2024年8月14日
至 2024年 8月13日	至 2025年 8月12日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

	第 20 期	
	自 2024年8月14日	
	至 2025年 8月 12日	
該当事項はありません。		

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 19 期		第 20 其	FI
(2024年8月13日現在)		(2025年8月1:	2 日現在)
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	2,033,603,536円	期首元本額	2,020,104,839 円
期中追加設定元本額	63, 954, 881 円	期中追加設定元本額	10,071,031 円
期中一部解約元本額	77, 453, 578 円	期中一部解約元本額	101, 902, 786 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第19期(自 2023年8月15日至 2024年8月13日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	284, 169, 280
合計	284, 169, 280

第20期(自 2024年8月14日至 2025年8月12日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	417, 907, 146
合計	417, 907, 146

3. デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

- 1. 有価証券明細表
 - ①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	日本ESGマザーファンド	643, 033, 001	2, 240, 391, 278	
	計	銘柄数:1	643, 033, 001	2, 240, 391, 278	
		組入時価比率: 97.1%		100.0%	
	合計			2, 240, 391, 278	

- (注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。
 - 2. 親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。
- 2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「日本ESGマザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本ESGマザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

	期	別	注記番	2024年8月13日現在	2025 年 8月 12 日現在
科目			号	金額	金額
資産の部					
流動資産					
金銭信託				653, 012	67, 573, 581
コール・ローン				9, 688, 048	83, 218, 702
株式				5, 133, 201, 950	5, 394, 953, 760
未収配当金				4, 730, 000	5, 605, 505
未収利息				54	1, 037
流動資産合計				5, 148, 273, 064	5, 551, 352, 585
資産合計				5, 148, 273, 064	5, 551, 352, 585
負債の部					
流動負債					
流動負債合計				_	-
負債合計				_	-
純資産の部					
元本等					
元本			*1	1, 817, 595, 936	1, 593, 337, 202
剰余金					
剰余金又は欠損金 (△)				3, 330, 677, 128	3, 958, 015, 383
元本等合計				5, 148, 273, 064	5, 551, 352, 585
純資産合計			*2	5, 148, 273, 064	5, 551, 352, 585
負債純資産合計				5, 148, 273, 064	5, 551, 352, 585

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 5	別	自 2024年 8月14日
項目		至 2025 年 8月 12 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	和につ	株式 多動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たって は、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準 げる価額)、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評 面しております。
2. 収益及び費用の計上基準	原才	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、 まだ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 均定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	2024年8月13日現在			2025 年 8月 12 日現在	
*1.	当該計算期間の末日における受益権の紹	総数	*1.	当該計算期間の末日における受益権の	総数
		1, 817, 595, 936 口			1, 593, 337, 202 口
* 2.	当該計算期間の末日における1単位当 額	たりの純資産の	* 2.	当該計算期間の末日における1単位当 額	たりの純資産の
	1口当たりの純資産額	2.8325 円		1口当たりの純資産額	3.4841 円
	(10,000 口当たりの純資産額	28, 325 円)		(10,000 口当たりの純資産額	34,841 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別項 目	自 2023 年 8月 15 日 至 2024 年 8月 13 日	自 2024年8月14日 至 2025年8月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託 約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	
	当ファンドが運用する主な有価証券は、 売買目的の有価証券であります。保有す る有価証券の詳細は、「附属明細表」に記 載しております。当該有価証券を保有し た際の主要なリスクは、価格変動リスク 等の市場リスク、信用リスク及び流動性 リスク等です。その他、保有するコー ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務に つきましては、信用リスク等を有してお ります。	同左
	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改 廃、運用ガイドライン等運用のリスク管 理に関する事項の決定を行うほか、運用 部門と独立したリスク管理部門において、 「運用の指図に関する検証規程」に基づ	同左

き、技	设管信	託財産	の運	用の	指図	につ	٧١
て、没	5令、	投資信	託協	会諸	規則	、社	内規
程及で	が投資	信託約	款に	定め	る運	用の	指図
に関す	る事	項の遵	宇状	況を	確認	して	おり
ます。	また	、プロ	ダク	トモ	ニタ	リン	グ会
議にま	うける	ファン	ドの	運用	パフ	オー	マン
スのタ	分析・	検証・	評価	や、	売買	分析	会議
におり	けるフ	アンド	で組	入有	価証	券の	評価
損率や	格付:	状況、	有価	証券	売買	状況	や組
入状炎							
スクを	:把握	し管理	を行	って	おり	ます	0
1							

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	2024 年 8月 13 日現在	2025 年 8月 12 日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(その他の注記)

1. 元本の移動

2024 年 8 月 13 日現在				
投資信託財産に係る元本の状況				
期首	2023年8月15日			
期首元本額	2, 160, 639, 676 円			
期首より 2024 年 8月 13 日までの追加設定元本額	115, 451, 750 円			
期首より 2024年 8月 13 日までの一部解約元本額	458, 495, 490 円			
期末元本額	1,817,595,936 円			
2024年 8月 13日現在の元本の内訳(*)				
日本ESGオープン(愛称 絆(きずな))	737, 144, 698 円			
私募日本株ESGオープン(適格機関投資家専用)	1, 080, 451, 238 円			

2025 年 8 月 12 日現在				
投資信託財産に係る元本の状況				
期首	2024年8月14日			
期首元本額	1, 817, 595, 936 円			
期首より 2025 年 8月 12 日までの追加設定元本額	71, 441, 937 円			
期首より 2025 年 8月 12 日までの一部解約元本額	295, 700, 671 円			
期末元本額	1, 593, 337, 202 円			
2025 年 8月 12 日現在の元本の内訳(*)				
日本ESGオープン (愛称 絆 (きずな))	643, 033, 001 円			
私募日本株ESGオープン(適格機関投資家専用)	950, 304, 201 円			

^{*}は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2024年8月13日現在

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	497, 333, 126
合計	497, 333, 126

2025年8月12日現在

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	786, 211, 775
습計	786, 211, 775

3. デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表①株式

24.米元	マイ ビ	数据	₩. ₩.	評価額		
種類	通貨	銘柄	株数	単価	金額	備る
朱式	日本円	サカタのタネ	7, 900	3, 625. 00	28, 637, 500	
		大和ハウス工業	18, 900	5, 329. 00	100, 718, 100)
		味の素	22, 600	3, 932. 00	88, 863, 200)
		ニチレイ	25, 100	1, 724. 50	43, 284, 950)
		日清食品ホールディングス	12, 600	2, 838. 00	35, 758, 800)
		東レ	54, 500	968. 30	52, 772, 350	
		旭化成	53, 900	1, 112. 00	59, 936, 800)
		レゾナック・ホールディングス	27, 800	3, 497. 00	97, 216, 600)
		信越化学工業	26, 700	4, 463. 00	119, 162, 100	
		KHネオケム	14, 300	2, 705. 00	38, 681, 500	
		花王	7, 800	6, 739. 00	52, 564, 200	
		富士フイルムホールディングス	27, 900	3, 533. 00	98, 570, 700)
		ユニ・チャーム	38, 900	1, 006. 50	39, 152, 850)
		協和キリン	5, 200	2, 620. 00	13, 624, 000	
		中外製薬	7, 600	6, 179. 00	46, 960, 400	

ロート製薬	5, 100	2, 486. 50	12, 681, 150
	20, 200	3, 566. 00	72, 033, 200
ペプチドリーム	8,600	1, 589. 00	13, 665, 400
AGC	13, 700	4, 651. 00	63, 718, 700
JFEホールディングス	26, 600	1, 797. 00	47, 800, 200
ディスコ	2, 000	42, 190. 00	84, 380, 000
小松製作所	21, 900	4, 934. 00	108, 054, 600
ダイキン工業	4, 400	19, 990. 00	87, 956, 000
日本精工	73, 200	759. 20	55, 573, 440
日立製作所	49, 000	4, 293. 00	210, 357, 000
ニデック	20, 200	2, 874. 00	58, 054, 800
富士通	41, 300	3, 586. 00	148, 101, 800
ソニーグループ	68, 800	3, 992. 00	274, 649, 600
リオン	5, 600	2, 698. 00	15, 108, 800
芝浦電子	2, 600	5, 860. 00	15, 236, 000
浜松ホトニクス	30, 400	1, 603. 50	48, 746, 400
村田製作所	35, 300	2, 386. 00	84, 225, 800
東京エレクトロン	4, 200	21, 520. 00	90, 384, 000
川崎重工業	5, 400	10, 845. 00	58, 563, 000
トヨタ自動車	65, 400	2, 855. 00	186, 717, 000
バンダイナムコホールディングス	13, 200	5, 466. 00	72, 151, 200
フジシールインターナショナル	18, 800	3, 030. 00	56, 964, 000
ヤマハ	36, 100	988. 70	35, 692, 070
任天堂	11, 700	14, 185. 00	165, 964, 500
九州電力	26, 200	1, 460. 50	38, 265, 100
大阪瓦斯	11,600	4, 190. 00	48, 604, 000
東日本旅客鉄道	24, 900	3, 544. 00	88, 245, 600
商船三井	14, 800	4, 897. 00	72, 475, 600
野村総合研究所	21,000	6, 086. 00	127, 806, 000
オービック	15, 900	5, 439. 00	86, 480, 100
LINEヤフー	53, 200	503. 00	26, 759, 600
NTT	664, 200	163. 00	108, 264, 600
東宝	3, 900	9, 677. 00	37, 740, 300
ソフトバンクグループ	11, 900	14, 825. 00	176, 417, 500
コメダホールディングス	7, 300	3, 085. 00	22, 520, 500
	18, 000	8, 116. 00	146, 088, 000

	三菱商事	46, 500	3, 173. 00	147, 544, 500
	J. フロント リテイリング	21, 200	2, 246. 00	47, 615, 200
	パン・パシフィック・インターナショナルホ	15, 800	5, 436. 00	85, 888, 800
	丸井グループ	5, 900	3, 260. 00	19, 234, 000
	ファーストリテイリング	1, 200	48, 120. 00	57, 744, 000
	三菱UFJフィナンシャル・グルー プ	61, 200	2, 223. 50	136, 078, 200
	りそなホールディングス	47, 900	1, 442. 50	69, 095, 750
	三井住友フィナンシャルグループ	34, 000	3, 972. 00	135, 048, 000
	群馬銀行	70, 100	1, 453. 00	101, 855, 300
	みずほフィナンシャルグループ	23, 900	4, 700. 00	112, 330, 000
	大和証券グループ本社	33, 000	1, 121. 00	36, 993, 000
	アニコム ホールディングス	22, 200	748. 00	16, 605, 600
	東京海上ホールディングス	17, 100	6, 385. 00	109, 183, 500
	三井不動産	84, 500	1, 567. 00	132, 411, 500
	UTグループ	2,600	2, 636. 00	6, 853, 600
	サイバーエージェント	23, 200	1, 748. 50	40, 565, 200
	リクルートホールディングス	20, 200	8, 790. 00	177, 558, 000
計	銘柄数:68 組入時価比率:97.2%			5, 394, 953, 760 100. 0%
合 計				5, 394, 953, 760

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券 該当事項はありません。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

日本ESGオープン (愛称 絆 (きずな))

(2025年8月29日現在)

I	資産総額	2, 306, 655, 998円
Π	負債総額	1, 678, 559円
III	純資産総額 (I – II)	2, 304, 977, 439円
IV	発行済数量	1, 921, 161, 417 □
V	1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1. 1998円

(参考) 日本ESGマザーファンド

(2025年8月29日現在)

Ι	資産総額	5, 653, 706, 431円
Π	負債総額	60, 890, 990円
Ш	純資産総額 (I – II)	5, 592, 815, 441円
IV	発行済数量	1, 599, 086, 981 □
V	1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	3. 4975円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

■ 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料 該当事項はありません。

■ 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■ 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

〇受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、 解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法 その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2025年8月末日現在)

資本金の額1 億円会社が発行する株式の総数2,600,000 株発行済株式の総数1,132,101 株最近5年間における主な資本金の額の増減あり

年月日	変更後 (変更前)
2022年11月30日	60 億 284 千円(10 億円)
2023年3月14日	1 億円(60 億 284 千円)

(2) 委託会社の機構(2025年8月末日現在)

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長 1 名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月 1 回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月 1 回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

プロダクトモニタリング会議は、月 1 回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーに問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議は、月 1 回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守 状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は 会議の結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用(投資運用業)及びその受益権の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2025年8月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。(親投資信託を除く。)

種類	本数(本)	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	148	13, 985
追加型公社債投資信託	1	3, 705
単位型株式投資信託	38	533
単位型公社債投資信託	3	67
合計	190	18, 292

[※]純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵 省令第 59 号)ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府 令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)により作成しております。 財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月16日

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御中

東陽監査法人東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕子

指 定 社 員 公認会計士 松本 直也 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている S B I 岡三アセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 61 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI岡三アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に

対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は 集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると 判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の 基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13, 382, 655	14, 765, 684
有価証券	99, 210	73, 110
未収委託者報酬	1, 705, 907	2, 072, 469
未収運用受託報酬	78, 429	15, 446
未収投資助言報酬	11, 959	11,876
前払費用	115, 978	153, 984
未収収益	13, 481	30, 236
その他の流動資産	6, 841	12, 726
流動資産合計	15, 414, 463	17, 135, 533
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 172, 509	※ 160, 120
器具備品	* 14, 591	※ 13,847
有形固定資産合計	187, 100	173, 967
無形固定資産		
ソフトウェア	21, 685	12, 536
電話加入権	2, 122	2, 122
無形固定資産合計	23, 807	14, 659
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 205, 407	1, 230, 152
長期差入保証金	252, 250	252, 245
前払年金費用	61, 691	83, 267
その他	480	480
投資その他の資産合計	1, 519, 829	1, 566, 145
固定資産合計	1, 730, 737	1, 754, 772
資産合計	17, 145, 200	18, 890, 306
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	31, 333	28, 555
未払金	991, 947	1, 179, 35
未払償還金	5, 001	5, 00
未払手数料	925, 698	1, 163, 52
その他未払金	61, 247	10, 83
未払費用	234, 454	237, 47
未払法人税等	322, 685	452, 66
未払消費税等	88, 053	134, 26
未払配当金	_	200, 00
賞与引当金		90, 00
流動負債合計	1, 668, 473	2, 322, 31
固定負債		
退職給付引当金	278, 570	228, 72
役員退職慰労引当金	7, 490	9, 36
資産除去債務	94, 372	95, 34
繰延税金負債	72, 083	114, 86
固定負債合計	452, 516	448, 29
負債合計	2, 120, 990	2,770,60
純資産の部		
株主資本		
資本金	100, 000	100, 00
資本剰余金		
その他資本剰余金	11, 467, 068	11, 467, 06
資本剰余金合計	11, 467, 068	11, 467, 06
利益剰余金		
利益準備金	179, 830	179, 83
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2, 922, 414	3, 960, 94
利益剰余金合計	3, 102, 244	4, 140, 77
株主資本合計	14, 669, 312	15, 707, 84
評価・換算差額等		·
その他有価証券評価差額金	354, 897	411, 85
評価・換算差額等合計	354, 897	411, 85
純資産合計	15, 024, 210	16, 119, 69
負債・純資産合計	17, 145, 200	18, 890, 300

(2)【損益計算書】

(単位:千円) 当事業年度 前事業年度 (自 2023年4月1日 (自 2024年4月1日 至 2024年3月31日) 至 2025年3月31日) 営業収益 委託者報酬 10, 123, 506 13, 077, 482 運用受託報酬 108,885 37, 259 投資助言報酬 27,675 27, 565 その他営業収益 11, 259 14, 575 営業収益合計 10, 271, 327 13, 156, 882 営業費用 支払手数料 4,867,961 7,012,057 広告宣伝費 121,082 132,774 公告費 15 15 受益権管理費 16, 417 15,855 調査費 1,837,996 1,588,269 調査費 236, 964 253, 114 委託調査費 1,601,031 1, 335, 154 297, 339 委託計算費 273, 203 営業雑経費 311, 294 353, 192 通信費 65, 742 64, 085 印刷費 158,663 167, 468 諸経費 66,665 57,894 協会費 5, 247 5, 753 諸会費 4,976 5,090 業務委託費 10,000 52, 899 営業費用合計 7, 427, 972 9, 399, 503 一般管理費 給料 1, 226, 095 1, 159, 164 役員報酬 73, 162 76, 130 給料·手当 1, 103, 991 1,079,034 賞与 48,940 4,000 交際費 754 1,852 寄付金 21, 265 22,830 旅費交通費 10,992 14,822 租税公課 7,716 15,014 不動産賃借料 259, 582 253, 559 賞与引当金繰入 90,000 退職給付費用 32, 395 9,770 役員退職慰労引当金繰入 1,870 1,870 固定資產減価償却費 28, 769 25, 220 諸経費 333, 346 355, 125 一般管理費合計 1,922,788 1, 949, 229 営業利益 920, 566 1, 808, 149

	前事業年度			当事業年度
	(自 2023年4月	1 日	(自	2024年4月1日
	至 2024年3月3	31 日)	至	2025年3月31日)
営業外収益				
受取配当金		18, 926		44, 774
受取利息		93		13, 725
有価証券利息		_		4,822
受取補償金		0		_
雑益		5, 602		5, 531
営業外収益合計		24, 623		68, 853
営業外費用				
固定資産除却損		0		0
為替差損		60		9
支払補償費		0		_
雑損		463		0
営業外費用合計		523		9
経常利益		944, 665		1, 876, 993
特別利益				
投資有価証券売却益		17, 222		2, 082
投資有価証券償還益		173		17, 403
為替差益		_		294
特別利益合計		17, 395		19,779
特別損失				
有価証券償還損		_		36
投資有価証券売却損		4, 270		6, 588
投資有価証券償還損		_		1,752
投資有価証券評価損		50, 575		_
特別損失合計		54, 845		8, 376
税引前当期純利益		907, 215		1, 888, 396
法人税、住民税及び事業税		368, 346		645, 087
法人税等調整額		△ 51,664		4, 776
法人税等合計		316, 682		649, 863
当期純利益		590, 533		1, 238, 532

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

									(-	半位・1 円/
	株主資本 評価・換算						算差額等			
	資本金	資本剰	余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差	純資産 合計
	資本並	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			額等合 計	1 11
当期首残高	100, 000	11, 467, 068	11, 467, 068	179, 830	2, 331, 880	2, 511, 710	14, 078, 778	155, 899	155, 899	14, 234, 677
当期変動額										
剰余金の配当										
当期終利益					590, 533	590, 533	590, 533			590, 533
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)								198, 998	198, 998	198, 998
当期変動額合計	_			-	590, 533	590, 533	590, 533	198, 998	198, 998	789, 532
当期末残高	100, 000	11, 467, 068	11, 467, 068	179, 830	2, 922, 414	3, 102, 244	14, 669, 312	354, 897	354, 897	15, 024, 210

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						評価・換算差額等			
		資本剰余金		利益剰余金				その他有	評価・	純資産
	資本金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本 合計	価差額金	換算差 額等合 計	合計
当期首残高	100, 000	11, 467, 068	11, 467, 068	179, 830	2, 922, 414	3, 102, 244	14, 669, 312	354, 897	354, 897	15, 024, 210
当期変動額										
剰余金の配当					△ 200,000	△200, 000	△200, 000			△200, 000
当期終利益					1, 238, 532	1, 238, 532	1, 238, 532			1, 238, 532
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)								56, 955	56, 955	56, 955
当期変動額合計	-	_	_	-	1, 038, 532	1, 038, 532	1, 038, 532	56, 955	56, 955	1, 095, 488
当期末残高	100, 000	11, 467, 068	11, 467, 068	179, 830	3, 960, 947	4, 140, 777	15, 707, 845	411, 853	411, 853	16, 119, 698

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により 算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引

時価法

- 3. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15~18 年

器具備品 4~15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

- 4. 引当金の計上基準
- (1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上して おります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々

認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を 日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが 確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を 日々認識し、計上します。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産(負債)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 114,869 千円

上記の繰延税金負債 114,869 千円は、繰延税金資産 178,529 千円と繰延税金負債 293,399 千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を毎期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員 会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業費用」の「諸経費」に含めていた「業務委託費」は、金額的重要性が増したため、 当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組 替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業費用」の「諸経費」に表示していた 76,665 千円は、「業務 委託費」10,000 千円、「諸経費」66,665 千円に組み替えております。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	前事業年度	当事業年度		
	(2024年3月31日) (2025年3月31			
建物	86, 481 千円	98,870 千円		
器具備品	130, 930 "	129, 597 "		
計	217, 412 "	228, 468 "		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式 (株)	577, 400		_	577, 400
A 種優先株式(株)	554, 701		_	554, 701
自己株式				
普通株式 (株)	_		_	_
A 種優先株式(株)			_	_
合計	1, 132, 101		_	1, 132, 101

2. 剰余金の配当に関する事項該当事項はありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式 (株)	577, 400		_	577, 400
A 種優先株式(株)	554, 701		_	554, 701
自己株式				
普通株式 (株)	_		_	_
A 種優先株式(株)			_	_
合計	1, 132, 101		_	1, 132, 101

2. 剰余金の配当に関する事項該当事項はありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 23 日 定時株主総会	A 種優先株式	200,000 千円	360円55銭	2025年3月31日	2025年6月24日

(リース取引関係)

- 1. ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。
- 2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)前事業年度当事業年度(2024年3月31日)(2025年3月31日)1年以内252, 205252, 2051年超441, 359189, 153合計693, 564441, 359

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び長期差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社(委託者)が得られる報酬であり、未収であるものであります。長期差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金(未払手数料)、未払法人税等であります。未払金(未払手数料)は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

デリバティブ取引は、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約 取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

			(1124)
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1, 089, 716	1, 089, 716	_
(2) 長期差入保証金	252, 250	221, 769	△ 30, 480

- ※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金(未払手数料)」等は、短期間で決済されるため、 時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を 時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。
- ※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:千円)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	貸借対照表計上額
非上場株式	115, 691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

			(1 1 1 1 1 1 7)
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1, 114, 461	1, 114, 461	_
(2) 長期差入保証金	252, 245	204, 580	\triangle 47, 664

- ※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金(未払手数料)」等は、短期間で決済されるため、 時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を 時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。
- ※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:千円)

	(—III · I I I)
	貸借対照表計上額
非上場株式	115, 691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算

定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に

係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年3月31日)

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価				
	レベル1 レベル2 レベル3 合計				
投資有価証券	539, 556	550, 160	_	1, 089, 716	

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

				(1 1 1 1 4 /		
	時価					
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計		
長期差入保証金	_	221, 769	_	221, 769		

当事業年度(2025年3月31日)

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価					
	レベル 1	レベル2 レベル3 合計				
投資有価証券	673, 118	441, 343	_	1, 114, 461		

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

	時価				
	レベル1 レベル2 レベル3 合計				
長期差入保証金	_	204, 580		204, 580	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。 非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物 のレベルに基づきレベル2に分類しております。 長期差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超	5 年超	10 年超
		5 年以内	10 年以内	
現金及び預金	13, 382, 655		_	
未収委託者報酬	1, 705, 907			
未収運用受託報酬	78, 429			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	99, 210	189, 142	74, 213	194, 400
長期差入保証金	_		_	252, 250
合計	15, 266, 202	189, 142	74, 213	446, 650

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1 年以内	1年超	5年超	10 年超
		5年以内	10 年以内	1. 1.0
現金及び預金	14, 765, 684		_	_
未収委託者報酬	2, 072, 469		_	_
未収運用受託報酬	15, 446		_	_
未収投資助言報酬	11,876		_	_
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	73, 110	122, 598	78, 180	171, 848
長期差入保証金	_		_	252, 245
合計	16, 938, 586	122, 598	78, 180	424, 093

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	種類	貸借対照表	取得原価	差額
		計上額		
貸借対照表計上額が取得				
原価を超えるもの	(1) 株式	539, 556	81, 949	457, 606
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	_	_	_
	②社債	_	_	_
	③その他	_	_	
	(3) その他	531, 900	442,000	89, 900
小計		1, 071, 456	523, 949	547, 506
貸借対照表計上額が取得				
原価を超えないもの	(1) 株式	_	_	
	(2)債券			
	①国債・地方債等	_	_	
	②社債	_	_	
	③その他	_	_	
	(3) その他	117, 470	122, 402	△4, 932
小計		117, 470	122, 402	△4, 932
合計		1, 188, 926	646, 352	542, 474

⁽注) 市場価格のない株式等(非上場株式等)は、上表には含まれておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	種類	貸借対照表	取得原価	差額
		計上額		
貸借対照表計上額が取得				
原価を超えるもの	(1) 株式	673, 118	81,624	591, 493
	(2)債券			
	①国債・地方債等	_	_	_
	②社債	_	_	_
	③その他	_	_	_
	(3) その他	381, 166	322,000	59, 166
小計		1, 054, 284	403, 624	650, 660
貸借対照表計上額が取得				
原価を超えないもの	(1) 株式	_	_	_
	(2)債券			
	①国債・地方債等	_	_	_
	②社債	_	_	_
	③その他	_	_	_
	(3) その他	133, 287	146, 407	△13, 120
小計		133, 287	146, 407	△13, 120
合計		1, 187, 571	550, 032	637, 539

- (注) 市場価格のない株式等 (非上場株式等) は、上表には含まれておりません。 ((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。)
- 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

			(十三:111)
種類	売却額	売却益の	売却損の
		合計額	合計額
(1) 株式	_		
(2)債券			
①国債・地方債等		_	_
②社債	_	_	_
③その他	_	_	_
(3) その他	246, 952	17, 222	4, 270
合計	246, 952	17, 222	4, 270

当事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1)株式 (2)債券	_		_
①国債・地方債等		_	_
②社債	_	_	_
③その他	_	_	_
(3) その他	558, 081	2, 082	6, 588
合計	558, 081	2, 082	6, 588

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)

当事業年度における減損処理額は、50,575千円(うち、その他50,575千円)であります。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度については、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。また、当事業年度については、期末時点で保有していないため、記載しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度(証券総合型DC岡三プラン)、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円) 前事業年度 当事業年度 (自 2023年4月1日 (自 2024年4月1日 至 2024年3月31日) 至 2025年3月31日) 退職給付債務の期首残高 514, 185 461, 310 勤務費用 42, 791 34,013 利息費用 2,056 3,413 数理計算上の差異の発生額 △48, 700 △17, 114 退職給付の支払額 $\triangle 102,581$ $\triangle 49,654$ その他 630 461, 310 379, 042 退職給付債務の期末残高

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円) 前事業年度 当事業年度 (自 2023年4月1日 (自 2024年4月1日 至 2024年3月31日) 至 2025年3月31日) 年金資産の期首残高 341, 266 368, 298 期待運用収益 1,706 1,841 数理計算上の差異の発生額 29,842 $\triangle 15,099$ 事業主からの拠出額 15, 123 13,649 退職給付の支払額 $\triangle 19,641$ $\triangle 45,026$ 年金資産の期末残高 368, 298 323, 663

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位:千円) 前事業年度 当事業年度 (2024年3月31日) (2025年3月31日) 積立型制度の退職給付債務 222, 295 181, 430 年金資産 $\triangle 368$, 298 △323, 663 $\triangle 146,002$ △142, 232 非積立型制度の退職給付債務 239,014 197, 611 未積立退職給付債務 93,012 55, 379 未認識数理計算上の差異 123,866 90,076 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 216,878 145, 455 退職給付引当金 278, 570 228, 723 前払年金費用 $\triangle 61,691$ $\triangle 83, 267$ 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 216,878 145, 455

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

		(十四・111)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
勤務費用	42, 791	34, 013
利息費用	2,056	3, 413
期待運用収益	$\triangle 1,706$	△1,841
数理計算上の差異の費用処理額	△21, 994	△35, 804
確定給付制度に係る退職給付費用	21, 147	△218

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度	
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)	
株式	44.0%	43.1%	
一般勘定	19.7%	20.7%	
債券	22.1%	21.5%	
その他	14. 2%	14.7%	
合計	100.0%	100.0%	

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表わしております。)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
割引率	0.74%	1.57%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度12,397千円、当事業年度11,041千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:千円)

\(\d \) \(\d \) \(\d \) \(\d \)	
前事業年度	当事業年度
(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
96, 357	81, 036
2, 590	3, 316
_	31, 131
15, 565	_
1, 706	4,648
20, 505	11, 790
32, 643	33, 780
29, 366	41, 892
8, 548	11, 144
207, 283	218, 739
△ 38, 409	△ 40, 209
168, 874	178, 529
△ 189, 382	△ 230, 334
\triangle 4, 179	\triangle 7, 494
△ 26,057	△ 26,068
△ 21, 339	$\triangle 29,501$
△ 240, 958	△ 293, 399
△ 72,083	△ 114, 869
	96, 357 2, 590 — 15, 565 1, 706 20, 505 32, 643 29, 366 8, 548 207, 283 △ 38, 409 168, 874 △ 189, 382 △ 4, 179 △ 26, 057 △ 21, 339

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は 4,348 千円増加し、その他有価証券評価差額金が 5,161 千円、法人税等調整額が 812 千円、それぞれ減少しております。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 前事業年度(2024年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため 注記を省略しております。

当事業年度(2025年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため 注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- 1. 当該資産除去債務の概要 本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。
- 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
期首残高	93, 410	94, 372
有形固定資産の取得に伴う増加額	_	_
時の経過による調整額	962	972
資産除去債務の履行による減少額	_	<u> </u>
期末残高	94, 372	95, 344

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度

	(単位:千円)
委託者報酬	10, 123, 506
運用受託報酬	108, 885
投資助言報酬	27, 675
その他営業収益	11, 259
合計	10, 271, 327

当事業年度

	(単位:千円)
委託者報酬	13, 077, 482
運用受託報酬	37, 259
投資助言報酬	27, 565
その他営業収益	14, 575
合計	13, 156, 882

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

前事業年度

	(単位:千円)
未収委託者報酬	1, 705, 907
未収運用受託報酬	78, 429
未収投資助言報酬	11, 959
合計	1, 796, 295
业市 类	

当事業年度

	(単位:千円)
未収委託者報酬	2, 072, 469
未収運用受託報酬	15, 446
未収投資助言報酬	11,876
合計	2, 099, 792

(セグメント情報等)

- 1. セグメント情報
 - (1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

- (2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略して おります。
- (3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日至 2025年3月31日)

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4)報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項) 前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- (2) 地域ごとの情報
 - ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載 を省略しております。

- (2) 地域ごとの情報
 - ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

- 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。
- 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

Night Alexander of the Alexander of the Alexander of Alex										
種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所 有) 割合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	岡三証券 株式会社	東京都中央区	5, 000, 000	証券業	_	当社ファンド の募集取扱	支払手数料 の支払 (注1)	3, 113, 287	未払 手数 料	630, 717

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

7 1 2 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A										
種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所 有) 割合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	岡三証券 株式会社	東京都中央区	5, 000, 000	証券業	_	当社ファンド の募集取扱	支払手数料 の支払 (注1)	4, 281, 619	未数 料	813, 246

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

- SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)
- SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社(非上場)
- SBIFS合同会社(非上場)
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
1株当たり純資産額	13, 271 円 09 銭	14, 238 円 74 銭
1株当たり当期純利益金額	521 円 63 銭	1,094円01銭

- (注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
 - 2.1 株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。
 - 3.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

11 - 1 - 1 - 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /		
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
当期純利益金額	590, 533 千円	1, 238, 532 千円
普通株主に帰属しない金額	_	_
普通株式に係る当期純利益	590, 533 千円	1, 238, 532 千円
普通株式の期中平均株式数	1, 132, 101 株	1, 132, 101 株

4.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
純資産の部の合計額	15,024,210 千円	16, 119, 698 千円
純資産の部から控除する合計額	_	_
普通株式に係る期末の純資産額	15,024,210 千円	16, 119, 698 千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた		
期末の普通株式の数	1, 132, 101 株	1, 132, 101 株
(うちA種優先株式)	(554,701 株)	(554,701 株)

(注) A 種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1株当たり純資産額の 算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

2022 年 11 月 30 日付で、株式の譲渡制限、優先株式の発行と優先株式に係る優先配当、非業務執行 取締役の責任限定契約等に関する定款変更を行いました。

2023年3月27日付で、監査役会の廃止に伴う定款変更を行いました。

また、2023 年 7 月 1 日付で、商号の変更(新商号 SBI岡三アセットマネジメント株式会社)に関する定款変更を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

岡三アセットマネジメント株式会社は、SBIホールディングス株式会社の完全子会社であるSBIファイナンシャルサービシーズ株式会社に第三者割当増資を行い、2022年11月30日付で、SBIホールディングス株式会社の連結子会社並びに株式会社岡三証券グループの持分法適用関連会社となりました。

約 款

追加型証券投資信託

日本ESGオープン (愛称 絆 (きずな))

約款

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投資対象

日本ESGマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 日本ESGマザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- ② マザーファンドを通じて、わが国の金融商品取引所上場株式のうち、社会的責任を果たすことにより、持続的に成長する可能性が高いと考えられる企業の株式に投資し、ベンチマークである東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)を中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行います。
- ③ ESG(環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G))面の評価を、財務面での評価に加えて行うことにより、企業価値を評価します。
- ④ ポートフォリオ構築に際しては、ボトムアップアプローチによる企業価値評価により、投資 価値が高いと判断される銘柄を選定しアクティブ運用を行います。
- ⑤ マザーファンドの受益証券の組入比率は高位を保つことを基本とします。
- ⑥ 株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドの投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、投資信託財産に属するとみなした割合を含みます。)は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑤ 投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎年8月11日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資 信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

- ② 分配対象収益についての分配方針 分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。
- ③ 留保益の運用方針 分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 日本ESGオープン(愛称 絆(きずな))約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、SBI岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、 三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第 62 号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金200億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれ を引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとします。
 - ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
 - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項 および第49条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる 場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については200億口を上限として、追加信託によって生 じた受益権についてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割し ます。
 - ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口

数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
 - ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
 - ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在のすべての受益権(受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法

により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第 13 条 委託者の指定する販売会社は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。
 - ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料(無手数料を含みます。以下、この項において同じ。)および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ④ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所(金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また は記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等 が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断した ときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者 および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利 (金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、 投資信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権
 - 二. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第 17 条 委託者は、信託金を、主としてSBI岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三 井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である日本ESGマザーファン ド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法 第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示の ものに限ります。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新 株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で 定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券 (金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11

号で定めるものをいいます。)

- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行 信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預 金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価 総額(マザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額 のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。)が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ⑤ 前項において、マザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額(マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。)が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ⑦ 前項において、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信

託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第26条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に定める資産への投資を、投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。
 - ② 前項に定める投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。
 - 1. 取引所価格(気配値等を含む。)等の適正な価格による取引であること。
 - 2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
 - 3. 前各号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。
 - ③ 前項の取扱いは、第21条から第24条まで、第25条、第30条、第31条および第32条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、そ の指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

- 第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所(金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

- 第 21 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けること の指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻し により行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券

- 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条 第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株 予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条 / 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権の行使により取得可能な株券
- 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

- 第 22 条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが 国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものを いいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものを いいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるも のをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うこ との指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものと します。(以下同じ。)
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象 有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月ま でに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利 払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証 券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商 品で運用している額の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
 - ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

- 第23条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク を回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに 交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額 (マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産 に属するとみなした額を含みます。以下、同じ。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないも のとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少 して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合に は、委託者は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するもの とします。
 - ④ 前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち 投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引 の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属す るマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担 保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図・目的・範囲)

- 第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額(マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下、同じ。)が、保有金利商品の時価総額(マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下、同じ。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち 投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引 の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属す るマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファン ドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額 とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額に、マザーファンドの投

資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額 の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価 するものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第24条の2 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、 合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公 社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

- 第 26 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める 信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人 を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、 受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することがで きるものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 - 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第 27 条 <削除>

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する者および外国の 法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、 売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国におい て発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取 引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄 託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 29 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録 をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することが あります。

 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 30 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解 約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約金、 有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子 等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第 32 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 33 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に 帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第 34 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合 で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第35条 この信託の計算期間は、原則として、毎年8月12日から翌年8月11日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が 休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

- 第 36 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査に要する費用)

- 第 37 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息(以下、「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
 - ② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

- 第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の140の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき 投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。
 - ④ 委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受取る報酬を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了から起算して1ヵ月以内に、当該報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに、第1項に基づいて委託者が受取る報酬から支弁するものとします。当該報酬の金額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に年10,000分の32の率を乗じて得た額とします。

(収益の分配方式)

- 第39条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下、「配当等収益」といいます。)とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額(以下、「みなし配当等収益」といいます。)との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第40条 受託者は、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日までに、および第41条第2項に規定する交付開始前に、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第41条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第41条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第 41 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 42 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われ

た受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所で行う ものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等(原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第42条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを 請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第3項に規定する支払開始日 から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、 委託者に帰属します。

(投資信託契約の一部解約)

- 第 43 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する販売会社が定める一 部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
 - ④ 平成19年1月4日以降の投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
 - ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解 約の実行の請求の受付けを中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消 すことができるものとします。
 - ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行

の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準 価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第3項の規定に準じて計算された 価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 44 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投 資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託契約の解約)

- 第 45 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 5 億口を下回った場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この 投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行い ません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由 を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、 すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 46 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、 投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 50 条 の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託 委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、 当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 48 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信

託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 49 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任 を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委 託者は、第 50 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

- 第 50 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。
 - ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由 を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、 すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第51条 第45条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合 において、第45条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益 者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求するこ とができます。

(公告)

- 第 52 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。https://www.sbiokasan-am.co.jp
 - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合 の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報の提供)

- 第52条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を 電磁的方法により提供します。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 53 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

- 第1条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第11条、第12条、第14条(受益証券の種類)から 第20条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規 定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有する ものとします。
- 第2条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成17年8月12日

委 託 者 東京都中央区京橋二丁目2番1号 SBI岡三アセットマネジメント株式会社

受 託 者 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

日本ESGマザーファンド

運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- ② 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る 投資成果を目指して運用を行います。
- ③ 運用にあたっては、社会的責任を果たすことにより、持続的に成長する可能性が高いと考えられる企業の株式に投資します。
- ④ ESG(環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G))面の評価を、財務面での評価に加えて行うことにより、企業価値を評価します。
- ⑤ ポートフォリオ構築に際しては、ボトムアップアプローチによる企業価値評価により、投資 価値が高いと判断される銘柄を選定しアクティブ運用を行います。
- ⑥ 株式の組入比率は高位を保つことを基本とします。
- ⑦ 運用指図に関する権限を富国生命投資顧問株式会社に委託します。
- ⑧ 株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- ⑨ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。